

小豆島自治会規約

第1章 総 則

第1条 (目 的)

この会は、その区域の住民の連絡、環境の整備、小豆島集会場等の維持管理、その他良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする

第2条 (事 業)

この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、 会員相互の連絡事務に関すること。
- 2、 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- 3、 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- 4、 会員の福祉厚生に関すること。
- 5、 その他目的達成に必要なこと。

第3条 (名 称)

この会は、小豆島自治会という。

第4条 (区 域)

この会は、有田市宮崎町の小豆島自治会(国尾、浄妙寺谷、中御堂、新田、宮之脇、妙見1、妙見2、地区)の全区域に住所を有する個人・事業所をもって構成する。

第5条 (事務所)

この会は、事務所を有田市宮崎町8 1 6番地の小豆島中央集会場に置く。

第2章 会 員

第6条 (会 員)

第4条に定める区域に住所を有する個人及び事業所は全てこの会員になることができる。

第7条 (入 会)

- 1、 新会員になろうとするものは、総代または区長に届け出るものとする。
- 2、 この会は、正当な理由がない限りその区域に住所を有する個人及び事業所の加入を拒んではならない。
- 3、 この会の区域に住所を有する個人及び事業所に対し、要望があれば、この会の趣旨を説明しなければならない。
- 4、 この会に入会した者は区費徴収規則において、区費の支払いの義務が発生する。

第8条 (退 会)

会員がこの会の区域内に住居しなくなったとき。 その場合、総代または区長に連絡しなければならない。

第9条（抛出金品の不返還）

退会した会員が既に抛出した金品は、返還しない。

第3章 役員

第10条（役員）

この会に次の役員を置く。

- 1、 区 長 1名
- 2、 副区長 1名
- 3、 会 計 1名
- 4、 総 代 7名
- 5、 会計監査 2名

第11条（役員を選出）

- 1、 区長、副区長については総代で推薦し選出する。
- 2、 副区長から区長に昇格することを原則とする。
- 3、 会計は区長・副区長・総代で推薦し選出する。
- 4、 区長の選出地区割りは国尾、浄妙寺谷、中御堂、（新田・宮之脇）（妙見1・妙見2地区）の5地区の順とする。但し再任もありうる。（ 1期1年 ）
- 5、 副区長の選出は4、区長に準じる。

第12条（役員の職務）

- 1、 区長は、この会を代表し会務を統括する。
- 2、 副区長は、区長を補佐し区長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3、 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 4、 会計監査員は、この会の会計及び業務を監査する。
- 5、 総代は、他の役員と協力し会の運営が円滑に行われるよう努める。
- 6、 副総代は総代を補佐し、総代に職務遂行上困難が発生した時その職務を代行する。

第13条（役員任期）

- 1、 この会の役員任期は、1とする。
- 2、 役員に欠員が生じたときは、第11条により補充することができる。この場合において補充された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3、 役員は、引き続き会員である限り辞任した場合または任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章（会 議）

第14条（会議の種類）

- 1、 この会の会議は、総会および総代会とする。
- 2、 総会は、通常総会と臨時総会とする。

第15条（会議の構成）

- 1、総会は、区長、副区長、会計、総代、副総代、班長、専門委員、をもって構成する。
- 2、役員会は区長、副区長、会計、総代をもって構成する。

第16条（権能）

- 1、総会は、次の事項を議決する。
 - ア、事業計画および収支予算に関すること。
 - イ、事業報告および収支決算に関すること。
 - ウ、規約の制定および改廃に関すること。
 - エ、役員を選任および解任に関すること。
 - オ、その他、この会の運営に係わる重要事項に関すること。
- 2、役員会は、次の事項を決議する。
 - ア、総会の議決した事項の執行に関すること。
 - イ、総会に付議すべき事項に関すること。
 - ウ、その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3、第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で決議の上執行し、区長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第17条（通常総会）

通常総会は、毎年2回、3月と4月に開催する。

第18条（臨時総会）

臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第19条（役員会）

役員会は、区長が必要と認めたとき、または総代から会議の目的たる事項を示して請求があるときに開催する。

第20条（召集）

- 1、総会および役員会は、区長が招集する。
- 2、区長は、第18条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、区長は第19条の規定による請求があったときは、その日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4、総会および役員会を招集する場合は、役員に対し会議の目的たる事項、日時および場所を開会日の5日前までに連絡しなければならない。但し、区長が緊急を要すると認めるときは、この限りではない。

第21条（議長）

- 1、総会の議長は、区長がこれに当る。
- 2、役員会の議長は、区長がこれに当る。

第 22 条（定足数）

会議は総会においては班長以上、役員会においては役員のそれぞれ 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

第 23 条（議 決）

- 1、総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- 2、役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。
- 3、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 24 条（書面表決等）

やむを得ない理由のため、総会および役員会に出席できない会員(班長以上)および総代は、他の役員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第 22 条および第 23 条の規定の適用については会員が出席したものとみなす。

第 25 条（議事録）

- 1、総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ア、会議の日時および場所
 - イ、会議に出席した会員数および役員の氏名（表決委任者を含む）
 - ウ、議決事項
 - エ、議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長および出席した会員または役員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人が署名しなければならない。

第 5 章 資産及び会計

第 26 条（資産の構成）

この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ア、区費およびその他の収入
- イ、事業に伴う収入
- ウ、資産から生じる収入
- エ、寄付金品

第 27 条（資産の管理）

- 1、資産は区長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。
- 2、保有資産を処分し又は担保に供する場合は、役員会の議決を経て、総会で承認を得なければならない。

第 28 条(経費の支弁)

この会の経費は、資産をもって支弁する。

第 29 条（事業計画および収支予算）

この会の事業計画および収支予算は、総会の議決により定める。

第30条（事業報告および収支決算）

この会の事業報告および収支決算は、その年度末の財産とともに、会計監査員の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第31条（事業年度）

この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第6章 規約の変更および解散

第32条（規約の変更）

この会の規約は、総会において会員(班長以上)の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第33条（解散および残余財産の処分）

- 1、この会が総会の議決により解散をする場合は、会員(班長以上)の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2、解散のときに存する残余財産の処分方法については、総会の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体等に寄付するものとする。

第7章 雑 則

第34条（書類および帳簿の備え付け）

この会は、その事務所に次の各号に掲げる、書類および帳簿を備え付けておかなければならない。但し、ウ～キについては区長が保管・管理する。

- ア、小豆島自治会 規約
- イ、役員名簿
- *ウ、会員名簿(住民台帳)
- *エ、会議議事録
- *オ、各事業年度末の収支決算書
- *カ、事業計画書および収支予算書
- *キ、小豆島中央集会場使用規定
- *ク、その他必要な書類および帳簿

第35条 細 則

役員会は、この規約を実施するに当って、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

- 1、この規約は 平成 22年 4月 1日から施行する。
- 2、この規約の適用にともなう、その他の必要な経過措置については、役員会の議決を経るものとする。
- 3、この規約は 令和 5年 4月 1日から施行する。

小豆島中央集会場使用規定

第1条 (施設の使用)

- 1, 施設を使用する者は申請書に使用料金を添え管理人(自治会長)に申込み事とする、個人の使用については、地域の状況により制限する事がある。
- 2, 小豆島地区各種団体の集会等に使用の場合は使用料は無料とする。
- 3, 使用が重複した場合は地区住民を優先する。

第2条 (目的外使用の範囲、その他)

葬祭については30,000円とする

第3条 (使用時間)

使用時間はつぎのとおりとする、但し仏事の際はこの限りではない。

開館 午前9時 閉館 午後9時

第4条 (使用料金)

半日使用の場合は5時間以内とし、1日使用の場合は5時間以上8時間以内とする。
午前より午後に跨るときは1日とする。

第5条 (使用の優先順位)

如何なる理由があっても、通夜、告別式を優先する、
但し仏事が重なった場合は先の申込みを優先する。

第6条 (通夜、告別式の方法)

如何なる理由があっても、葬祭に使用の場合は火葬後とすること。
又、通夜の際、当集会所で宿泊することは出来ない。

第5条 (火元の確認、点検、責任)

使用責任者は使用が終わった時点で火元を充分確認点検し、不測の事態がおこらないよう
注意すること、万一不測の事態が生じた時は使用者は理由を問わず責任を負わなければならない。

第6条 (禁煙)

原則として、禁煙とする。(但し玄関は禁煙可とする)

第7条 (光熱費及び管理費)

半日使用 1,000円 一日使用 2,000円 但し区民以外の者が使用する場合は
一日(半日)10,000円とする。

第8条 その他の使用 催し物、興業等、営利を目的とする事業での使用は禁止する。

- 1, 使用する備品は小豆島区民は無料。
- 2, 学校、幼稚園、保育園の使用は無料。

小豆島自治会区費徴収規則

1. 地区内の居住者の基礎徴収区費（全期分）

- ① 標準世帯 5,000 円
- ② 同敷地内世帯 3,000 円（子供が同じ敷地内で住居している）
- ③ 高齢単身世帯 2,800 円（65 歳以上の一人暮らしの世帯）
- ④ 母子世帯 2,800 円（義務教育の子を養育する者）
- ⑤ 賃貸住宅 2,400 円（マンション、アパート等、警察官舎含む）

上記以外の世帯等については、役員会において決定する。

但し、入会しない方については、地区内回覧、公報等の配布はしない

2. 区費の徴収時期について

徴収時期は、毎年 6 月中旬から 7 月上旬とする。但し、会員等の都合でこの限りではない。

3. 区費の支払い義務の発生について

この会は、前年度まで入会した者に対して、区費の支払い義務が発生する。